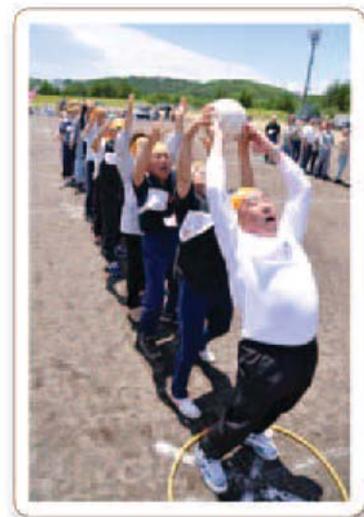


# 第7章

## まちづくりのための 連携（再掲）

第1節 施策間の連携

第2節 実施主体間の連携





基本構想に掲げた「6つの基本方針」に基づいて進める「まちづくり」は、『連携』が非常に重要となります。このことは第1章「市民との積極的な協働を進めるまちづくり」に詳しくまとめられていますが、後期基本計画の策定に当たり、改めて確認し、共有します。

## 第1節

# 施策間の連携

総合計画における「基本方針」や「主要施策」は、それぞれが独立してそれぞれの目標を目指すものではなく、他の基本方針や他の施策と相互に密接に連動しながら、一体となって「夢・希望・未来に向かってひと輝くまち」を実現していくものであり、しかも、各部課等が所掌する取組みを相互に関連付けながら、横断的に連携して進めていきます。

## 第2節

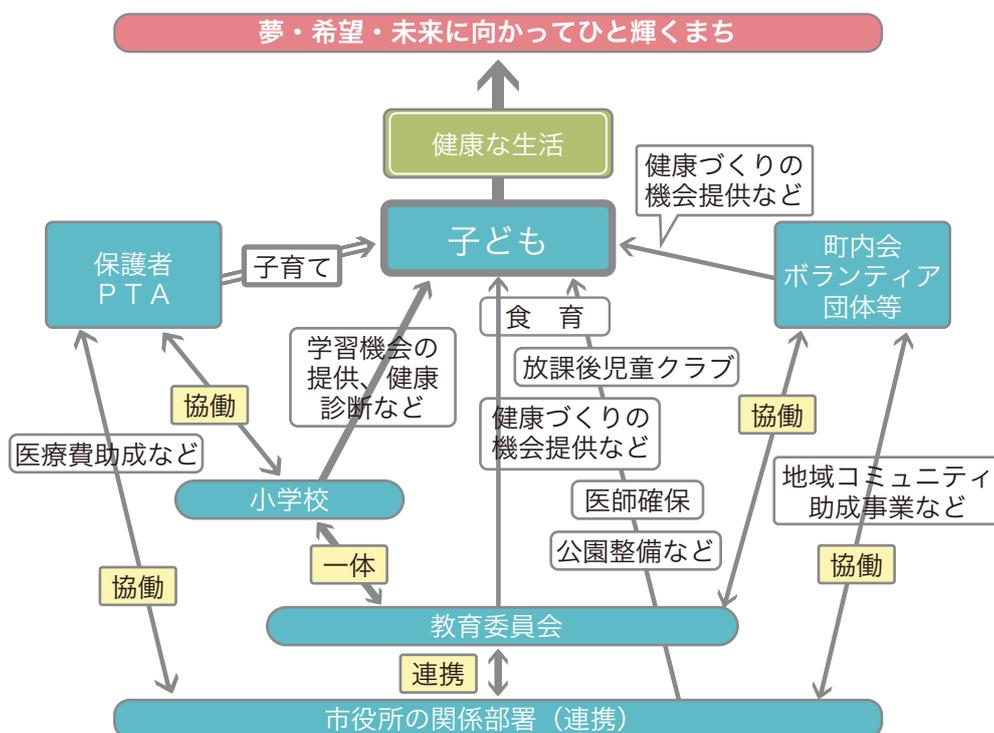
# 実施主体間の連携

「夢・希望・未来に向かってひと輝くまち」は、行政による取組みだけでは決して実現することができません。主役である「ひと（市民一人ひとり）」が自ら輝こうとする「意思・行動」が必要であることはもちろん、行政よりも身近な立場からきめ細やかに支援することができる町内会やボランティア団体等が、「ひと」を輝かせる支援組織として必要であり、また自らが「ひと」として輝く舞台の存在が不可欠となっています。

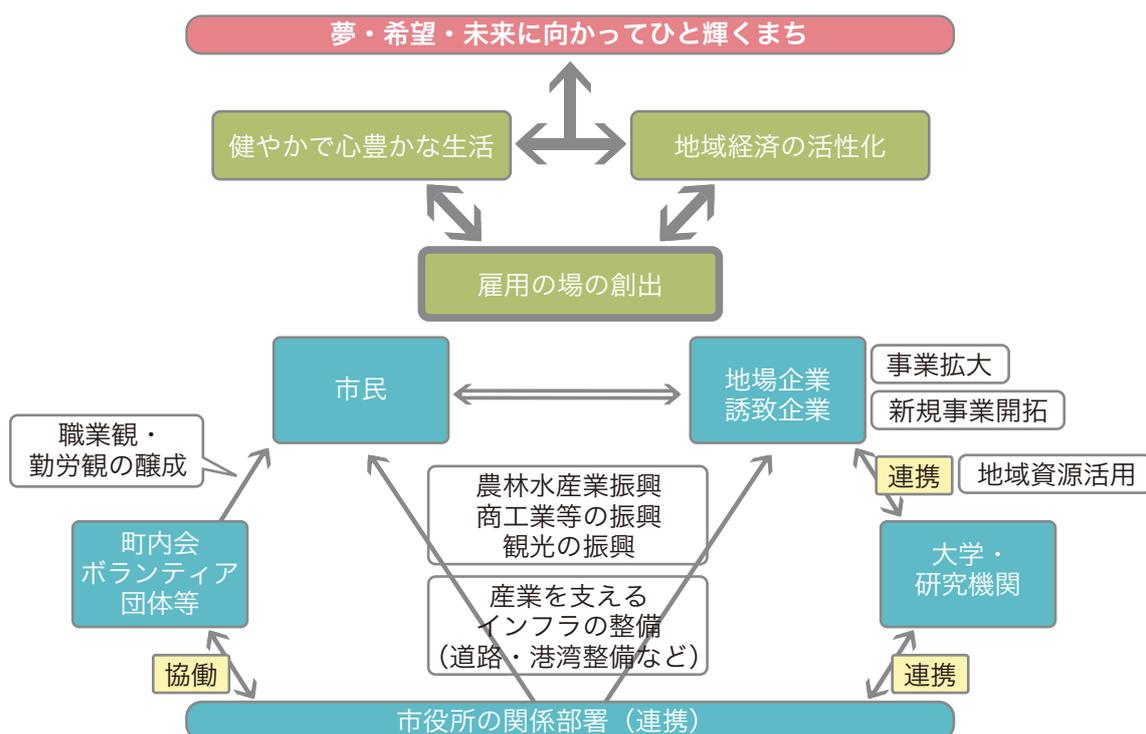
したがって、市は町内会やボランティア団体等との協働によって市民一人ひとりを支援していくとともに、町内会やボランティア団体等が協働の担い手として自立できるよう育成、支援を進めていきます。



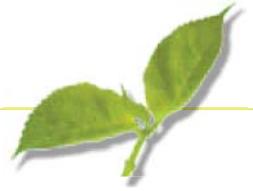
【例：子ども（小学生）の健康を実現するための連携】



【例：雇用の場の創出における連携】



1	基本構想
2	基本構想
1	後期基本計画
2	後期基本計画
3	後期基本計画
4	後期基本計画
5	後期基本計画
6	後期基本計画
7	後期基本計画
8	後期基本計画
指標	後期基本計画
資	付属資料



【例：ごみの減量化、再利用、再資源化における連携】

